

まさかの病気・認知症・・・

財産管理の備えはお済みですか？

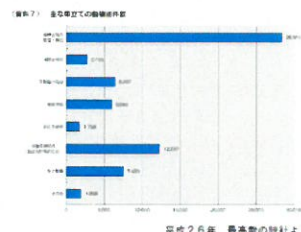
成年後見制度利用の動機の1位は預貯金の引出し

その他後順位のものとして、介護契約、相続、不動産の処分ができなくなったことです！

何も準備をしていない場合には、裁判所で成年後見人を選任しますが、多くの場合弁護士、司法書士などの専門家が選ばれ、ご家族で財産管理をすることができないうえに、専門家報酬が発生しているのが、現実です



成年後見 申立ての動機



自分で備えをして

いざという時、後悔しないようにしましょう。

任意後見契約

万が一判断力が難しくなった時には、予め自分で決めた人が後見人（任意後見人）になってくれる公正証書です。後見制度の一種なので、管理財産は保守的に管理されますが、自分で選んだ家族などが管理人となります。裁判所で選ばれた監督人が付きますが、あくまで、自分で選んだ人に財産管理をしてもらえるという利点があります。

家族信託契約

予め決めた目的・用途（老後生活費、家族の生活など）のため、特定の財産（金銭・不動産など）を自分で決めた人に任せられる制度です。監督人をつけることも可能ですが、基本的には、自己責任で信頼する人にお任せする制度です。保守的な制度ではないので、親族の生活費を出すことや、不動産の運用、活用、財産の持替えをすることも可能です。



司法書士法人一休法務事務所コスモ岡山

行政書士法人一休法務事務所

086-259-0193

皆様の幸せ・安心の為に相続、財産管理のお手伝いをしています

